（公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令の一部改正）

2　公益通報者保護法別表第八号の法律を定める政令（平成十七年政令第百四十六号）の一部を次のように改正する。

第三百七十九号中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
経済産業大臣　宮沢　洋一
環境大臣　望月　義夫

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十五号

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法（平成二十四年法律第五十二号）第二条第十号イ及び第十一号ロ並びに第五条の規定に基づき、この政令を制定する。

特定タンカーに係る特定賠償義務履行担保契約等に関する特別措置法施行令（平成二十四年政令第百七十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「八億七千三百万円」を「九億九千万円」に改める。

第二条中「七千六百四十四億三千三百二十九万四千円」を「八千七百七十七億五千六百七十七万四千円」に改める。

第三条中「千七百万円」を「千八百万円」に改める。

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十六号

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令の一部を改正する政令

内閣は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）第二条第六号の規定に基づき、この政令を制定する。

新型インフルエンザ等対策特別措置法施行令（平成二十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二十号を第二十一号とし、第八号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第七号の次に次の一号を加える。

八　広域的運営推進機関

附　則

この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百十七号

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十六条、第三十一条の六第七項及び第三十二条第七項の規定に基づき、この政令を制定する。

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和三十九年政令第二百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十七条中「十・七五パーセント」を「五パーセント」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成二十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第十七条（第三十一条の七及び第三十八条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定は、改正後の第十七条に規定する違約金のうち平成二十七年四月一日以後の期間に対応するものについて適用し、当該違約金のうち同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

平成二十七年度における高齢者の医療の確保に関する法律による前期高齢者交付金の額の算定に係る率及び割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三